

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 -外形標準課税対象法人以外用-

# 申告書記載の手引き

(確定申告書1~9ページ・予定申告書10ページ・税率表11ページ・問合せ等12ページ)

この手引きは青森県内だけに事務所等がある法人で外形標準課税対象法人以外の法人用のものですので、他の都道府県に事務所等のある法人用には使えません。

## 確定申告書（第6号様式）

○この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人を除く。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらについての修正申告をする場合（清算中の法人含む。）に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。

### ○申告書の提出先（納税地）

この申告をすべき日における主たる事務所等（本店）の所在地を所管する地域県民局を記載してください。

### ○電話番号

必ず記載してください。

### ○事業種目

具体的に記載してください。

受付印	令和2年11月26日		法人番号	この申告の基礎		申告年月日
所在地 本県が支店等の場合は本店所在地と併記	青森県 中南 地域県民局長 殿		1234567890123	法人税の 令和	年月日 の修申更正定 正告による。	年月日
（ふりがな）	りんごふどうさん			事業種目	不動産代理業	
法人名	株式会社 りんご不動産			期末現在の資本金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)	兆 千億 百万 千円	57342500
代表者 氏名印	あおもり いちろう 青 森 一 郎	（ふりがな） 経理責任者 氏名	あおもり はなこ 青 森 花 子	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	兆 千億 百万 千円	57204500
令和 元年 10月 1日から令和 2年 9月 30日までの 事業年度分又は 連結事業年度分 の 地方法人特別税	税	標準 税率(100)	税額 (使途秘匿金税額等)	兆 千億 百万 千円	57204500	
確定申告書						

### ○代表者・経理責任者

この申告書の作成時における代表者・経理責任者です。なお、押印に使用する印鑑は、代表者個人の私印です。

### ○法人名

法人課税信託の受託者が法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、その法人課税信託の名称を併記してください。

### ○期末現在の資本金等の額

11ページ参照

### ○確定申告納付期限

事業年度終了後2カ月以内

ただし、確定申告期限の延長の承認を受けている場合は、その承認されている期限まで。

### ○非中小法人等

資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人（大法人）との間に完全支配関係がある法人等に該当する場合には「非中小法人等」を○印で囲んで表示してください。

○法人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号（13桁）を記載してください。

### ○申告の基礎

この申告が次の(1)及び(2)の修正申告のときに、法人税の処理年月日及び処理区分を記載してください。

(1) 法人税について修正申告し、それと同時に法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税についても修正申告をするとき。

(2) 法人税について更正・決定・再更正を受け、その更正・決定・再更正の日から1ヵ月以内に、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税について修正申告をするとき。

☆ なお、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税について、以上のほか、地方税法第53条第22項各号、第72条の33第2項（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第9条又は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第11条）の規定に該当する場合は、遅滞なく修正申告をしなければなりません。

### ○期末現在の資本金の額又は出資金の額

（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）

期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。

### ○申告の種類

この申告の種類について「確定」「修正確定」「中間」「修正中間」と明確に記載してください。

### ○期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。

（注）※印の部分は、記載しないでください。

## ■法人県民税

### ○申告書記載の順序

#### 1 法人税割額

- (1) ①の欄に、法人税額を記載します。(記載する金額は右ページ参照)
- (2) ②から④までの各種加算・控除(詳しくは下欄又は右ページ参照)を行い、課税標準額⑤(①+②-③+④)を算出します。

#### ○課税標準額⑤の端数処理について

- ・⑤の額が、1,000円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。
- ・⑤の額が、1,000円を超える場合に、1,000円に満たない端数があるときは、その1,000円に満たない端数を切り捨ててください。

- (3) ⑤に法人税割の税率(11ページ参照)を乗じて、法人税割額⑦を算出します。(ここでは端数処理はしません。)
- (4) 道府県民税の特定寄附金税額控除額等⑧から⑪の控除(詳しくは下欄参照)を行い、法人税割額の確定税額⑫を算出します。
- (5) 既納付額等⑬及び⑭の減算・控除(詳しくは下欄参照)を行い、今回の申告により納付すべき法人税割額⑮(⑫-⑬-⑭)を算出します。

#### 2 均等割額

- (1) 算定期間に事務所等を有していた月数⑯を求めます。(数え方は右ページ参照)
- (2) 均等割の税率(11ページ参照)に⑯/12を乗じて、均等割額⑰を算出します。
- (3) ⑰から既に納付の確定した当期分の均等割額⑱(詳しくは下欄を参照)を減算して、今回の申告により納付すべき均等割額⑲を算出します。

### ○各欄に記載する金額等

#### ③還付法人税額等の控除額

欠損(赤字)を生じた事業年度につき法人税の繰戻還付を受けた場合、その還付法人税額を、欠損を生じた事業年度の翌事業年度以降10年間(平成20年4月1日以後に終了した事業年度から平成30年3月31日以前に開始する事業年度分については9年間)繰り越して控除できます(地方税には繰戻還付制度がないためにとられている措置です。)ので、この繰戻還付法人税額などの繰越控除の額を記載します。

なお、この場合には「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書」(地方税法施行規則第6号様式別表2の3)を申告書に添付し、同明細書の④の計欄の金額を記載してください。

#### ⑧道府県民税の特定寄附金税額控除額(企業版ふるさと納税関係)

認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附金(特定寄附金)の額を法人税割額から控除する場合に記載します。

なお、この場合には、「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書」(地方税法施行規則第7号の3様式)及び当該寄附金の受領証の写しを申告書に添付し、同明細書の⑩の欄の金額を記載してください。

#### ⑨外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額

外国関係会社等に課された我が国の法人税等の額を法人税割額から控除する場合に記載します。

なお、この場合には、「外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書(その1)」(地方税法施行規則第7号様式)を申告書に添付し、同様式の⑧の欄の金額を記載してください。

### 第6号様式

	兆 十億 百万 千 円
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によつて計算した法人税額	① 1341800 126428128
試験研究費の額等に係る 法人税額の特別控除額	②
還付法人税額等の控除額	③
退職年金等積立金に係る 法人税額	④
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④	⑤ 12642000
2以上の道府県に事務所又は事業所 を有する法人における課税標準となる 法人税額又は個別帰属法人税額	⑥ 000
法人税割額 / 8 (5又は⑥) × 100	⑦ 227556
道府県民税の特定寄附金 税額控除額	⑧
外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額又は個別控除 対象所得税額等相当額の控除額	⑨
外国の法人税等の額の控 除額	⑩
仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑪
差引法人税割額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	⑫ 227500
既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑬ 135300
租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額	⑭
この申告により納付すべき法人 税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮ 2200
算定期間中ににおいて事務所 等を有していた月数	⑯ 12 月
均等割 50,000円 × ⑯ 等 12	⑰ 50,000 12 50,000
既に納付の確定した 当期分の均等割額	⑱ 25000
この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑰	⑲ 25000
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑮+⑲	⑳ 117200
⑳のうち見込納付額	㉑
差 引 ㉒	㉓ 117200

#### ⑩外国の法人税等の額の控除額

外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除する場合に記載します。

なお、この場合には、「外国の法人税等の額の控除に関する明細書」(地方税法施行規則第7号の2様式(その1))を申告書に添付し、同様式の⑫の欄の金額を記載してください。

#### ⑪仮装経理に基づく法人税割額の控除額

事実を仮装した経理に基づき法人税を過大に申告したことによって、法人税の更正を受けた場合、その法人税の更正に基づく法人県民税の更正により減少する法人税割額は、還付や充当の手続きによらず、県民税の更正後5年間の各事業年度の法人税割額から順次繰り越して控除するものとされています。

#### ⑬(⑯)既に納付の確定した当期分の法人税割額(均等割額)

この申告が確定申告のときは中間申告している法人税割額(又は均等割額)、この申告が修正申告のときはこの申告の前の申告書の⑯(又は⑰)の欄に記載した法人税割額(更正又は決定を受けていたときは、その更正又は決定された法人税割額(又は均等割額))を記載してください。

#### ㉑この申告により納付すべき道府県民税額

この申告により納付すべき道府県民税の額に⑮又は⑲で△(マイナス)を付しているときは、その△を付したものと0としてこの欄の金額(⑮+⑲)を計算します。

## ①法人税法の規定によって計算した法人税額

法人税の申告書別表1の10の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載してください。

なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額(別表1の5の欄の金額)並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載してください。

※1 連結法人及び連結法人であった法人の場合  
「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないでください。

なお、この場合には、「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書」(地方税法施行規則第6号様式別表1)を申告書に添付し、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に「同計算書の⑦」の欄の金額を記載してください。

※2 県内に恒久的施設を有する外国法人の場合  
「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」の欄までは記載しないでください。

なお、この場合には、「外国法人の法人税割額に関する計算書」(地方税法施行規則第6号様式別表1の2)を申告書に添付し、「差引法人税割額⑫」の欄に「同計算書の計⑩」の欄の金額を記載してください。

## ②試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額

次の金額を記載してください。

法人税の申告書	
別表6(8)を提出する法人	同一表24の欄の金額(※1)
別表6(10)	同一表11の欄の金額(※2)
別表6(17)	同一表25の欄の金額
別表6(18)	同一表25の欄の金額
別表6(19)	同一表19の欄の金額(※2)
別表6(20)	同一表18の欄の金額(※2)
別表6(21)	同一表31の欄の金額(※2)
別表6(22)	同一表10の欄の金額
別表6(25)	同一表24の欄の金額(※2)(※3)
別表6(27)	同一表22の欄の金額(※2)

(※1) 租税特別措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額は記載しないでください。

(※2) 中小企業者等を除きます。

(※3) 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。

## ⑫、⑯、⑰、⑯、⑳税額の端数処理

- この各欄の金額が、100円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。
- この各欄の金額が、100円を超える場合に、100円に満たない端数があるときは、その100円に満たない端数を切り捨ててください。

なお、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。

## ⑯均等割の月数の考え方

暦に従って数えますが、次に注意してください。

- 事務所等又は寮等を有していた期間全体が1月に満たないとき……1月にします。(例) R2.3.10～R2.3.31……1カ月)
- 事務所等又は寮等を有していた期間全体が1月を超える場合に、1月に満たない端数があるとき……端数を切り捨ててます。(例) R元.5.10～R2.3.31……10カ月)

## 法人税の申告書 別表1

所得金額又は欠損金額 (別表四「4」の①)	1	十億			百万			千			円		
		5	4	9	2	9	0	9	1				
法人税額(53)+(54)+(55)	2				1	2	0	8	7	5	2	8	
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3												
差引法人税額 (2)-(3)	4				1	2	0	8	7	5	2	8	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5												
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)(二)「25」+別表三(三)「20」)	6											0	0
同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	7												
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8							2	1	3	5	0	0
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9							2	1	3	5	0	0
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10				1	2	3	0	1	0	2	8	
分配時調整外国税相当額及び外国關係会社等に係る控除対象所得税額相当額の控除額 (別表六(五)(三)「17」+別表七(三)(十二)「3」)	11												
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12												
控除税額 (((10)-(11)-(12))と(19)のうち少ない金額)	13							3	0	0	1	2	0
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14				1	2	3	4	2	7	0	0	
中間申告分の法人税額	15				1	2	0	6	0	6	0	0	
差引確定 (中間申告の場合にその法人税額を記入し、(26)へ記入)	16							2	8	2	1	0	0

## ■法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税

### ○申告書記載の順序

#### 1 所得金額に対して課税される法人

##### (1) 下記(2)及び(3)以外の法人

所得金額の計算 (⑩～⑯) をして、所得金額差引計 (⑩～⑯) を算出し、それを⑦の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を計算してください。

##### (2) 事業税が非課税とされる事業とその他の事業を併せて行う法人、法人税が非課税とされる法人、法人税法第62条第2項の規定の適用を受ける法人並びに租税特別措置法第61条、同法第67条の14第1項及び同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人

「所得金額に関する計算書」(地方税法施行規則第6号様式別表5)により、算定した合計欄⑩を⑦の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を計算してください。

##### (3) 医療法人及び医療事業を行う農業協同組合連合会

医療第1表又は第2表により課税所得金額を算出し、それを⑦の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を計算してください。

#### 2 収入金額に対して課税される法人

ガス供給業(導管によるガス供給に限る。)、電気供給業及び保険業を行う法人については、これらの事業に係る収入金額に対して事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税が課税されます。

なお、⑦の欄については、次の金額を記載してください。

電気・ガス——地方税法施行規則第6号様式別表6の⑩を記載します。

生命保険——" 別表7の⑤ "

損害保険——" 別表8の⑦ "

少額短期保険——" 別表8の⑨ "

### ○端数処理(課税標準)

⑧～⑩、⑪、⑫、⑬の各欄の課税標準の額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- ・その金額の全額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・その金額が1,000円を超える場合に、1,000円に満たない端数があるときは、その1,000円に満たない端数を切り捨てます。

### ○端数処理(税額)

(1) ⑪～⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮の各欄の税額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- ・その金額の全額が100円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・その金額が100円を超える場合に、100円に満たない端数があるときは、その100円に満たない端数を切り捨てます。

(2) ⑭の金額の全額が100円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。

なお、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。

### 第6号様式

事 業 所 得 割 付 加 価 値 割 資 本 割 收 入 割	摘要	課税標準	税率(100)	税額
事業所	所得金額総額(⑩～⑯)又は別表5(⑩)	兆 十億 百万 千 円 549,290,91		
得	年400万円以下の金額(⑩)	40,000,000	3.5	140,000
割	年400万円を超える年800万円以下の金額(⑩)	40,000,000	5.3	21,200,00
付	年800万円を超える金額(⑩)	469,290,000	7.0	32,850,00
加	計(⑩+⑪+⑫+⑬)	549,290,000		36,370,00
価	軽減税率不適用法人の金額(⑩)	0,0		0,0
付	附加価値額総額(⑩)			
加	附加価値額(⑩)	0,0		0,0
割	資本金等の額総額(⑩)			
資	資本金等の額(⑩)	0,0		0,0
本	収入金額総額(⑩)			
割	収入金額(⑩)	0,0		0,0
合	合計事業税額(⑩+⑪+⑫+⑬又は⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	36,370,00		36,370,00
計	平成28年改正法附則第5条の控除額(⑩)			0,0
事	事業税の特定寄附金税額控除額(⑩)		仮装経理に基づく事業税額の控除額(⑩)	
業	差引事業税額(⑩-⑪-⑫-⑬)	36,370,00	既に納付の確定した当期分の事業税額(⑩)	29,020,00
所	租税条約の実施に係る事業税額の控除額(⑩)		この申告により納付すべき事業税額(⑩-⑪-⑫)	33,468,00
得	の内訳	33,468,00	附加価値割(⑩)	0,0
割	資本割(⑩)	0,0	収入割(⑩)	0,0
付	⑩のうち見込納付額(⑩)		差引(⑩-⑪)	33,468,00
加	摘要	課税標準	税率(100)	税額
減	所得割に係る特別法人事業税額(⑩)	兆 十億 百万 千 円 37,0		兆 十億 百万 千 円
算	又は地方法人特別税額(⑩)	33,468,00	100	1/238,30,00
損	収入割に係る特別法人事業税額(⑩)			
益	又は地方法人特別税額(⑩)	0,0		0,0
合	合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額(⑩+⑪)			1/238,30,00
計	仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額(⑩)			1/238,30,00
特	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額(⑩)	23,740,00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額(⑩)	33,468,00
別	この申告により納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額(⑩-⑪)	10,090,00	⑩のうち見込納付額(⑩)	10,090,00
税	差引(⑩-⑪)	0,0		
所	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))			549,290,91
得	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額			
算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額			
減	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額			
算	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対する課された外国法人税額			
の内訳	仮計(⑩+⑪+⑫-⑬-⑭)			549,290,91
の内訳	繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額			
の内訳	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(47))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(54))			549,290,91
の内訳	法第15条の4の微収猶予を受けようとする税額			549,290,91

### ○⑩(⑪)所得割(収入割)に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額

「課税標準」欄には、⑩(又は⑪)の「税額」欄の金額を記載してください。

#### ④事業税の特定寄附金税額控除額（企業版ふるさと納税関係）

「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書」  
(地方税法施行規則第7号の3様式)の⑪の欄の金額を記載してください。

#### ④②仮装経理に基づく事業税額の控除額

事実を仮装した経理に基づいて法人事業税を過大に申告した場合において、減額の更正を受けたときは、その減額される事業税額は還付や充当の手続きによらず、更正後5年間の各事業税額から順次繰り越して控除するものとされています。

#### ④③既に納付の確定した当期分の事業税額

この申告が確定申告であるときは中間申告している税額、この申告が修正申告であるときはこの申告の前の申告書の差引事業税額④の額（更正又は決定を受けていたときは、その更正又は決定に伴う事業税額）を記載してください。

⑥①～⑥⑨の各欄については、「4ページ申告書記載の順序の1(1)」に該当する法人が記載してください。

#### ⑥③所得金額又は個別所得金額

法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の金額を記載してください。

ただし、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4の2付表）の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額を42の欄の金額に加算した金額を記載してください。

#### ⑥④損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額

法人税の明細書（別表4）の34の欄（連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄）の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載してください。したがって、法人税法第40条又は第81条の7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。

#### ⑥⑤損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額

法人税の明細書（別表12(1)）の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか低い金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載してください。

#### ⑥⑥益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額

法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の計欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載してください。

#### ⑥⑦外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額

外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条又は第81条の15に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の30の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の38の欄の金額を記載してください。

⑥⑧繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額  
(6ページ参照)

#### ⑦法人税の所得金額又は個別所得金額

法人税の明細書（別表4）の47の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の54の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載してください。

#### 法人税の申告書 別表4 所得の金額の計算に関する明細書

事業年度

区分	総額	①
		円
当期利益又は当期欠損の額	1	52,472,737
損金控除をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	2	
損金控除をした道府県民税及び市町村民税	3	
損金控除をした納税充当金	4	
損金控除をした附帯税（利子税を除く。）及び過怠税 附加算金、延納金（滞納分を除く。）	5	
（1)+(2)-(3)-(4)-(5)	22	52,472,737
関連者等に係る支払利息等の損金不算入額 (別表十七(二)の2)(24又は29)	23	
超過利息額の損金算入額 (別表十七(二)の10)	24	△
（22）から(24)までの計	25	52,472,737
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	26	△
奇附帯税の損金不算入額 (別表十四(2)(24又は40))	27	656,234
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区城における指定法人の所得の 特別控除額（別表十一(1)若しくは(3)又は別表十一(8)）	28	△
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)の3))	29	1,800,120
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(一)の7))	30	
分配財産国外税相当額及び外債開発公社等に係る控除対象所得税額 等相当額（別表五(2)の2)別表十七(三)の2(1))	31	
組合控除額の損金不算入額又は組合控除合計額の損金算入額 (別表九(二)の10))	32	
海外船運航事業者日本郵船による取扱料に係る税額の損金算入額又は安全基準 料（別表十(2)(20)(21)又は23))	33	
（25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)	34	54,929,091
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)の3))	35	
特定目的会員の支払当月の前月の損益の損金算入額 (別表九(1)(3)別表九(1)(1)又は別表九(1)(6)若しくは33))	36	△
中間申告ににおける株式による還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利得額又は譲渡損失額 差引の計	38	
(34)から(38)までの計	39	54,929,091
欠損金又は災害損失金額等の当期控除額 (別表七(一)の2)別表七(二)の1若しくは(2)又は別表七(3)の10))	40	△
（39)+(40)	41	54,929,091
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(2)の45))	42	△
農業経営基盤強化準備金算入額の損金算入額 (別表十二(十三)の10))	43	△
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)の143の計))	44	△
開拓国敷空用地整備準備金額又は中部開拓港湾整備金積立額又は再貢賃等準備金 積立額の損金算入額(別表十二(1)別表十二(2)別表十二(3)別表十二(4))	45	△
残余財産の確定日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	46	△
所得金額又は欠損金額	47	54,929,091

⑥繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額

対象区分	添付書類	申告書への記載
欠損金の繰越し	地方税法施行規則 第6号様式 別表9	別表9の当期控除額④の「計」欄の金額
災害による損失金の繰越し		
		別表10の⑨の欄
		別表10の⑩の欄
債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入	別表10	別表10の⑪の欄
		別表11の⑫の欄
		別表11の⑬の欄
		別表11の⑭の欄
		別表11の⑮の欄

(注) 欠損金の繰越し

法人税について欠損を生じた事業年度後10年間(※)の欠損金の繰越控除が認められた場合は、法人事業税についても法人税と同様に繰越控除できます。ただし、法人税においては、欠損につき法人税額の繰戻還付を受けた場合、その還付法人税額に対応する欠損金額は繰越控除できないものとされていますが、事業税については、繰戻還付制度がありませんので、還付法人税額に対応する欠損金額についても繰り越して控除することとされています。

※平成20年4月1日以後に終了した事業年度から平成30年4月1日前に開始する事業年度において生じた欠損金額については9年間。

第6号様式

還付請求	中間納付額	(72)			
	還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行	支店	

還付請求

(72)中間納付額

中間納付額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。還付請求額として記載する額は、⑯の欄又は⑰の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑲の欄に記載した事業税額及び⑳の欄に記載した特別法人事業税額又は地方法人特別税額との合計額と同額になります。

○還付を受けようとする金融機関

中間納付額がある場合でその還付を金融機関の口座に受け入れることを希望するときに記入してください。

## 第6号様式

決算確定の日	令和2年//月/日			
解散の日	令和 年 月 日			
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和 年 月 日			
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	法人税	有・無
法人税の申告書の種類	(青色) その他			
この申告が中間申告の場合の計算期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
翌期の中間申告の要否	(要) 否	国外関連者の有無	有・無	

### ○翌期の中間申告の要否

法人税について、翌期に中間申告を必要とするかどうかについて、該当するものを○で囲んでください。

### ○申告期限の延長の処分(承認)の有無……その制度の概要

定款、寄附行為、規則、規約等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることによる確定申告期限の延長の承認を受けているかどうかについて該当するものを○で囲んでください。なお、この申告期限延長の概要は、次のとおりです。

#### (1) 法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税についての申請

定款、寄附行為、規則、規約等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2ヶ月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にある場合などには、地方税法第72条の25第2項から第7項まで(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条又は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条)の規定に基づき、申請により、原則として確定申告期限の1ヶ月延長の承認を受けることができます。この場合、期限延長の承認を受けようとする最初の事業年度終了の日まで(連結を理由とする場合は、終了の日から45日以内)に、地域県民局長へ申請書を提出しなければなりません。

#### (2) 法人県民税についての届出

法人県民税については、法人税について申告期限延長が承認されると法人県民税、法人市町村民税の申告期限も延長されることになっていますので、申告期限延長の申請は必要ありません。ただし、法人税について申告期限の延長の処分又は指定等の処分に係る事業年度終了後22日以内(連結親法人及びその連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人は申告書の提出期限の延長の処分又は指定等の処分があった日から7日以内)にその旨を地域県民局長へ届出しなければなりません。

### 【参考】

以下については、修正申告において、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第46号)による改正前の地方税法施行規則第6号様式により、利子割額の控除・充当・還付を行う場合の参考記載です。(平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等に係る利子割額の納税義務者について、法人は除外されたことに伴い、利子割額の控除・充当・還付の制度は廃止されました。)※現在の地方税法施行規則第6号様式では、利子割額に係る欄は削除されていますので、改正前の様式が必要な場合は、各地域県民局県税部までお問い合わせください。

#### ○利子割と県民税法人税割との調整

利子割を課された法人については、法人県民税の申告の際に、県民税法人税割において利子割額の控除を行い、控除することができなかった利子割額については、還付又は均等割若しくは未納の地方団体の徴収金に充当することとされています。(地方税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法第53条第26項、第39項、第40項)

なお、利子割額の控除・充当・還付を受けるためには、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第96号)による改正前の地方税法施行規則第9号の2及び第9号の3様式の添付が必要です。

#### 1 利子割額の控除

(1) 利子割額の控除は、確定申告等の際にそれぞれ申告納付すべき法人税割額から、これらの法人税割額の課税標準の算定期間において課された利子割額を控除する方法により行われます。

(2) 控除の対象となる利子割額は、所得税法第2条第1項第9号に規定する公社債の利子又は同項第12号の2に規定する投資信託の収益の分配(以下「公社債利子等」といいます。)については、その元本の所有期間に対応する部分の利子割額(以下「控除対象利子割額」といいます。)に限られ、それ以外の利子等については、利子割額の全額が控除されます。(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)による改正前の地方税法施行令第9条の8第1項)

公社債利子等に係る控除対象利子割額の計算方式は、以下のとおりです。

ア 個別法による場合(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)による改正前の地方税法施行令第9条の8第2項)[算式]

$$\text{公社債利子等について} \times \frac{\text{その法人がその元本を所有していた期間の月数}}{\text{徴収された利子割額} \times \text{その公社債利子等の計算期間の月数}}$$

- ※ 昭和63年4月1日前の月数は算式中の月数に含めません。
- ・算式中の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。
- ・算式の分数の割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り上げます。
- ・控除対象利子割額に、1円未満の端数があるときは、その金額を切り上げます。(イにおいて同じ)
- ・法人の合併等があった場合の元本を所有していた期間については、被合併法人等が元本を所有していた期間を含みます。

イ 銘柄別簡便法による場合(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)による改正前の地方税法施行令第9条の8第3項)

控除対象利子割額をアの方法により計算することに代えて、次の算式により計算することができます。この場合の計算は、その利子割額に係る公社債利子等の元本を①公社債又は②投資信託の受益証券の2種類に区分し、更に、その元本を当該公社債利子等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものとに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごとに行います。

[算式]  $\text{その法人がその公社債利子等}$

$$\text{の計算期間の開始時に所有し} + \{(A) - (B)\} \times \frac{1}{2} (\text{又は} \frac{1}{12})$$

$$\text{公社債利子等について} \times \text{ていた元本の数 (B)}$$

$$\text{その公社債利子等の計算期間の終了時に} \\ \text{所有していたその元本の数 (A)}$$

- ※ 算式中の元本の数は、公社債については、額面金額によります。

- ・(B) > (A) の場合には、分数の割合は1とします。

- ・分子の  $\frac{1}{12}$  は、公社債利子等の計算の基礎となった期間が1年(昭和63年4月1日以降の期間が1年)を超えるものについてのみ適用されます。

### (3) 計算例

青森県内に本店を有する法人が次のような利子割を課税されたときにおいて、投資信託について銘柄別簡便法を選択した場合

#### ア 預金の利子

	利子等の計算期間	特別徴収された利子割額
A銀行	H27.4.1～H27.12.31	青森県 30,000円
B銀行	H27.4.1～H27.12.31	北海道 20,000円
計		50,000円

#### イ 投資信託の収益の分配

##### ① 期中に特別徴収された利子割額の内容

元本の種類	利子等の計算期間	特別徴収された利子割額
投資信託	H27.4.1～H27.12.31	支払額 1,200,000円 × $\frac{5}{100}$ = 60,000円 青森県 50,000円 北海道 10,000円

##### ② 利子割額に係る利子等の元本の状況

元本の種類	区分	計算期間の期首	期中取得	期中売却	計算期間の期末
投資信託	青森県 北海道	1,000口 3,000口	(H27.4.10) 4,000口	(H27.9.28) 2,000口	5,000口 1,000口

##### ③ 銘柄別簡便法による計算

「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書」の「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」によります。

都道府県別内訳は、銘柄ごとの控除対象利子割額を当該法人が課された利子割額の総額に対する各都道府県において課された利子割額の割合により各都道府県にあん分した額とします。

$$50,040\text{円} \times \frac{50,000}{60,000} = 41,700\text{円} \cdots \cdots \text{青森県}$$

$$50,040\text{円} \times \frac{10,000}{60,000} = 8,340\text{円} \cdots \cdots \text{北海道}$$

※ 控除・充当・還付を受ける利子割額については、各都道府県（当該額が最も多い都道府県を除く。）の当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額につき四捨五入した額を当該額とし、これらの都道府県の当該額の合計額と「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書」の「②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額③」欄の金額との差額に相当する金額を当該額が最も多い都道府県の金額とします。

#### ウ ア、イの控除対象利子割額の合計金額

	アの金額	イの金額	計
北海道	20,000円	8,340円	28,340円
青森県	30,000円	41,700円	71,700円
計	50,000円	50,040円	100,040円

ア～ウの各金額等を地方税法施行規則第6号様式、第9号の2様式及び第9号の3様式の各欄に記載します。

なお、利子割額は、収入金額の5%以下の金額になります。

#### 第9号の2様式（改正前）

#### 利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

区分	収入金額①	①について課された利子割額②	②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1 1,000,000円	50,000円	50,000円
公社債の利子	2		
投資信託の収益の分配	3 1,200,000	60,000	50,040
その他	4		
計	5 2,200,000	110,000	100,040

公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算

銘柄	収入金額①	④について課された利子割額⑤	公社債利子等の計算基礎期間⑥	⑥のうち元本所有期間⑦	所有期間割合⑧	控除・充当・還付を受ける利子割額⑨
預貯金	1,000,000	50,000				
投資信託	1,200,000	60,000	2月～12月	2月～12月	0.834	50,040
銘柄別内訳						
青森県		50,000				41,700
北海道		10,000				8,340

#### 第9号の3様式（改正前）

#### 利子割額の都道府県別明細書

都道府県名	事務所無 都道府 県コード	控除・充当・還付を受ける利子割額 千億 百万 円
北海道	01	2834.0
青森	02	7170.0
岩手	03	
宮城	04	
大分	44	
宮崎	45	
鹿児島	46	
沖縄	47	
合計	⑩	10004.0

## 第6号様式（改正前）

利子割額	利子割額（控除されるべき額）	(28)				100,040
利子割額	控除した金額（⑦-⑧-⑨-⑩と⑪のうち少ない額）	(29)				100,040
利子割額	控除することができなかった金額（⑧-⑨）	(30)				
利子割額	既に還付を請求した利子割額	(31)				
利子割額	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額（⑩-⑪(15)）	(32)				

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書5欄③の金額  
(8ページ)

## 2 利子割額の充当・還付

### (1) 利子割額の充当

法人税割額の計算上控除することができなかった利子割額（以下「利子割額の控除不足額」といいます。）について、均等割に充当を希望する場合には、「利子割還付額の均等割への充当」欄の「希望する」に、充当を希望しない場合には、「希望しない」にそれぞれチェックします。

なお、法人の未納に係る地方団体の徴収金がある場合には、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されます。

### (2) 利子割額の還付

(1)の利子割額の充当をしてもなお充当することができなかった利子割額の控除不足額がある場合には、法人に対して還付されます。

還付を受けようとする法人は、利子割額の控除不足額に係る申告書の提出と同時に、必要事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、地域県民局長に提出する必要があります。

### ⑩控除することができなかつた金額

利子割額の控除不足額が、下の記載例のBのように、控除されるべき額（28）が、控除前の法人税割額（⑦-⑧-⑨-⑩）より多い場合に記載します。

### ⑪既に還付を請求した利子割額

この申告が修正申告である場合に、先の申告書の⑩に記載した還付請求利子割額を記載します。なお、この修正申告が更正後初めて提出するものであるときには、当該更正において法人税割額から控除することができなかつた利子割額に相当する金額を記載します。また、この金額のうち、まだ還付を受けていないものがある場合であっても、この金額を記載します。

### ⑫既還付請求利子割額が過大である場合の納付額

この申告が修正申告である場合において、⑪の金額が⑩の金額を上回るときに、⑪-⑩の金額を記載します。（この金額は⑯の欄に記載される金額です。）

## 利子割額の控除額・還付額についての記載例（改正前）

区分	中間申告 (仮決算による) A	Aの確定申告 B	Bの修正申告 C	Aの確定申告 D	Dの修正申告 E
法人税割額	25,000	50,000	56,050	50,000	75,000
利子割額	28,000	54,560	54,560	30,150	30,150

法人税割額（⑤又は⑥× $\frac{3.2}{100}$ ）	(7)	25,000	50,000	56,050	50,000	75,000
利子割額の控除額（控除した金額⑨）	(11)	25,000	50,000	54,560	30,150	30,150
差引法人税割額（⑦-⑧-⑨-⑩-⑪）	(12)	00	00	4,400	19,800	44,800
既に納付の確定した当期分の法人税割額	(13)	00	00	00	00	19,800
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額（⑩）	(15)	00	00	4,500	00	00
この申告により納付すべき法人税割額（⑫-⑬-⑭+⑮）	(16)	00	00	5,900	19,800	25,000

利子割額	利子割額（控除されるべき額）	(28)	28,000	54,560	54,560	30,150	30,150
利子割額	控除した金額（⑦-⑧-⑨-⑩と⑪のうち少ない額）	(29)	25,000	50,000	54,560	30,150	30,150
利子割額	控除することができなかつた金額（⑧-⑨）	(30)	3,000	4,560			
利子割額	既に還付を請求した利子割額	(31)			4,560		
利子割額	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額（⑩-⑪(15)）	(32)			4,560		

還請求	中間納付額	(76)					
利子割額	利子割額	(77)		4,560			

## 予定申告書 第6号の3様式

○この申告書は、前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を基礎にして中間申告する場合に使用します。

※ 申告書上欄の事項の記載については、確定申告書の場合（1ページ）と同様です。

## ○前期末現在の資本金の額又は出資金の額

前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。なお、（ ）には、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日の日現在の額を記載してください。

## ○前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。

## ○①前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額

当期の事業年度開始の日から6ヶ月以内に確定した前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を記載してください。

## ○前事業年度又は前連結事業年度の期間及び②、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳の月数

前事業年度の期間を記載し、その月数を②、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳の月数とします。この場合、月数は暦に従つて数え、1月に満たない月は1月とします。

（例）R元8.10～R2.3.31…8ヶ月

## ○⑤月数の考え方

確定申告書（3ページ⑯）と同じです。

## ○端数計算

②、④、⑥、⑯～⑲、⑳の金額の100円未満の端数は切り捨ててください。

## ○前期末現在の資本金等の額

11ページ参照

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの事業年度分又は前連結事業年度分の予定申告書

事業種目	食料品小売業
前期末現在の資本金の額又は出資金の額	517,344,250円
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	492,204,500円
前期末現在の資本金等の額	492,204,500円

事 業 税		道 府 県 民 税	
前事業年度の事業税額（④の金額）	130,350円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（①の金額）	14,600円
所得割額（②×前事業年度の月数）	68,430円	予定申告税額（①×6）	87,600円
付加価値割額（③×前事業年度の月数）	0円	（①×前事業年度又は前連結事業年度の月数）	231,000円
資本割額（④×前事業年度の月数）	0円	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	0円
収入割額（⑤×前事業年度の月数）	0円	この申告により納付すべき法人税割額	23,100円
特別法人事業税額又は地方法人特別税額（⑥×前事業年度の月数）	56,310円	（②～③）	23,100円
予定申告税額（⑩+⑪+⑫+⑬+⑭）	93,410円	算定期間中において事務所等を有していた月数	6月
この申告が修復申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額	0円	均割額	50,000円× $\frac{5}{12}$
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額（⑤～⑧）	93,410円	この申告により納付すべき道府県民税額（④+⑥）	48,100円
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額又は地方法人特別税額の明細		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	
摘要	課 稅 標 準	税率（%）	税 額
所得金額総額（⑧）	2,238,1697	（特別控除取戻税額等又は個別課税特別控除取戻税額等）	（特別控除取戻税額等又は個別課税特別控除取戻税額等）
所得金額（⑧）	2,238,1000	課税標準となる法人税額又は個別課税法人税額	45,631,54
付加価値額総額（⑨）		法人税割額（⑨）	14,608円
付加価値額（⑨）	100	道府県民税の特定控除額（⑩）	
資本金等の額総額（⑩）		外国会社等による特種控除税額相当額（⑪）	
資本金等の額（⑩）	100	外国の法人税等の額の控除額（⑫）	
収入金額総額（⑪）		仮装経理に基づく法人税割額の控除額（⑬）	
収入金額（⑪）	100	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額（⑭）	
合計事業税額（⑫+⑬+⑭+⑮）	130,350円	納付すべき法人税割額（⑮～⑯）	14,600円
平成28年改正法附則第5条の控除額（⑯）		（⑨～⑩～⑪～⑫～⑬～⑭～⑮～⑯）	14,600円
事業税の特定寄附金税額控除額（⑯）		（うち特別控除取戻税額又は個別課税特別控除取戻税額等による法人税割額）	
仮装経理に基づく事業税額の控除額（⑯）		差引法人税割額（⑯～⑯）	14,600円
租税条約の実施に係る事業税額の控除額（⑯）		法第15条の4の微収猶予を受けようとする税額（⑯）	
納付すべき事業税額（⑯～⑯～⑯～⑯～⑯）	130,350円	この申告の期間	令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
①の所得割（②）	130,350円	前事業年度又は前連結事業年度の期間	平成30年10月1日から令和元年9月30日まで
内 資 本 割（④）			
摘要	課 税 標 準	税率（%）	税 額
所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額（⑤）	130,350円	（⑨～⑩～⑪～⑫～⑬～⑭～⑮～⑯）	14,600円
付加価値割（⑤）	100	（うち特別控除取戻税額等又は個別課税特別控除取戻税額等による法人税割額）	
合計特別法人事業税額（⑤+⑥）	363,100円	差引法人税割額（⑯～⑯）	14,600円
又は地方法人特別税額（⑥）		法第15条の4の微収猶予を受けようとする税額（⑯）	
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額（⑥）		この申告の期間	令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額（⑥）		前事業年度又は前連結事業年度の期間	平成30年10月1日から令和元年9月30日まで
納付すべき特別法人事業税額（⑥～⑥～⑥～⑥～⑥）	363,100円		
又は地方法人特別税額（⑥）			

## ※1、※2、※3、（②、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳）の税額計算

②については、前事業年度の法人税割額に「6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額」になります。

⑯、⑰、⑱、⑲、⑳については、前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額を「前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額」になります。

## 《令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告書の記載》

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告書における②、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳については、以下のとおり計算のうえ記載してください。

$$\begin{array}{ll} \text{②予定申告税額} & \cdots ① \times 1.9 \div \text{前事業年度の月数} \\ \text{⑯所得割額} & \cdots ② \div \text{前事業年度の月数} \times 6.3 \\ \text{⑰付加価値割額} & \cdots ③ \div \text{前事業年度の月数} \times 6.3 \\ \text{⑯資本割額} & \cdots ④ \div \text{前事業年度の月数} \times 6.3 \\ \text{⑯収入割額} & \cdots ⑤ \div \text{前事業年度の月数} \times 6.3 \\ \text{⑯特別法人事業税額又は地方法人特別税額} & \cdots ⑥ \div \text{前事業年度の月数} \times 2.3 \end{array}$$

◎法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の税率（令和元.12現在）

法 人 県 民 税	均等割	資本金等の額		税率						
		1千万円以下(又は地方税法第52条第1項の表の第1号に該当する法人)		年額	20,000円					
		1千万円超～1億円以下		年額	50,000円					
		1億円超～10億円以下		年額	130,000円					
		10億円超～50億円以下		年額	540,000円					
		50億円超～		年額	800,000円					
	法人税割	区分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度分					
		不均一課税適用法人の税率(標準税率)	1.0／100	3.2／100	5.0／100					
		超過税率	1.8／100	4.0／100	5.8／100					
	《摘要》									
1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては純資産額)をいいます。										
平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、無償増資、無償減資等による欠損填補を行い地方税法第23条第1項第4号の5の規定に該当する場合は、調整後の金額になります。この場合には、無償増資の事実及び金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)又は無償減資等による欠損填補の事実及び金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。										
また、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、上記の金額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合には、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。										
その判定時期は、次のとおりです。										
・確定申告のとき……………当期末現在										
・仮決算に基づく中間申告のとき……………当期開始日から6ヶ月目の日現在										
・予定申告のとき……………前期末現在										
2 超過税率は、次の(1)～(3)のいずれかの法人について適用されます。(R3.3.31までに終了する各事業年度について適用)										
(1) 課税標準となる法人税額が、次の額を超える法人。なお、中間申告(仮決算に基づくものに限る。)の場合については、その法人税の中間申告書に記載すべき課税標準となるべき法人税額によります。(この場合の月数は、6ヶ月とする。)										
※事業年度の月数の考え方 1,000万円×当該事業年度の月数※ 12										
1月に満たない端数月も1月に数えます。(均等割の月数の考え方(3ページ)と異なることに注意してください。) (例)R元.5.10～R2.3.31…11ヶ月										
(2) 事業年度終了の日(期末)現在の「資本金の額又は出資金の額」が1億円を超える法人。なお、中間申告(仮決算に基づくものに限る。)の場合については、当期の事業年度開始の日から6ヶ月目の日の現況により判定します。										
(3) 平成22年9月30日以前に解散の法人で、清算中の法人等。										
法 人 事 業 税 ・ 特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税	法人区分	所得等の区分	税率							
			令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度分	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度分	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度分			
	外形標準課税の対象法人	法人事業税	特別法人事業税	法人事業税	地方法人特別税	法人事業税	地方法人特別税	法人事業税		
		収入金額	1.0	30.0	0.9	43.2	0.9	43.2		
		100	100	100	100	100	100	100		
		付加価値額	1.2		1.2		0.72	0.48		
		100		100		100		100		
		資本金等の額	0.5		0.5		0.3	0.2		
		100		100		100		100		
		所得のうち年400万円以下の金額	0.4		0.3		1.6	2.2		
		100		100		100		100		
	特別法人	所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	0.7	260.0	0.5	414.2	2.3	93.5		
		100		100		100		100		
		所得のうち年800万円を超える金額	1.0		0.7		3.1	4.3		
	100		100		100		100	100		
	上記以外の人	所得のうち年400万円以下の金額	3.5		3.4		3.4	2.7		
		100		34.5	100	100	100	100		
	法	所得のうち年400万円を超える金額	4.9	100	4.6		4.6	3.6		
		100			100		100	100		
	400万円×事業年度の月数※	所得のうち年400万円以下の金額	3.5		3.4	43.2	3.4	43.2		
		100		100		100	100	100		
		所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	5.3	37.0	5.1		5.1	4.0		
		100		100		100		100		
	の額により区分します。	所得のうち年800万円を超える金額	7.0		6.7		6.7	5.3		
		100		100		100		100		
※「特別法人」とは、各種協同組合、森林組合、信用金庫、農事組合法人、医療法人など(地方税法第72条の24の7第5項の法人)です。										
※上記の所得区分は、事業年度の期間の月数が12ヶ月(1年)の場合であり、事業年度の期間の月数が12ヶ月に満たないときは、										
※事業年度の月数の考え方 400万円×事業年度の月数※ 12										
1月に満たない端数月も1月に数えます。(均等割の月数の考え方(3ページ)と異なることに注意してください。) (例)R元.5.10～R2.3.31…11ヶ月										
例…月15ヶ月、所得金額の総額が10,312,230円の場合 $\begin{array}{rcl} 3.5 & \dots & 400\text{万円} \times 10 \\ 100 & & 12 \\ \hline 5.3 & \dots & 800\text{万円} \times 10 \\ 100 & & 12 \\ \hline & & - 3,333,333 = 3,333,333 \end{array}$										
$10,312,230 - (3,333,333 + 3,333,333) = 3,645,564$										
に区分し、それぞれ端数処理をして税率を乗じます。										

◎法人の異動変更届について

法人の商号変更、主たる事務所の所在地の変更、事業年度の変更、資本金の額の変更、代表者の変更等がある場合は、定款の写し及び登記事項証明書(履歴事項全部(一部)証明書)の写しを添付して届け出してください。

◎連結納税の承認を受けた法人について

法人税において連結納税の承認を受けた法人については、地域県民局県税部へお問い合わせください。

なお、連結納税の承認を受けた法人にあっては、この手引き中「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

◎決算書類の添付について

確定申告書又は仮決算に基づく中間申告書の提出の際には、決算書類(貸借対照表及び損益計算書等)を添付してください。

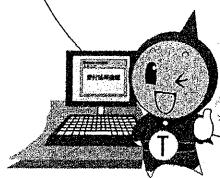
**法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人  
特別税の申告等はインターネットで簡単にできます。**



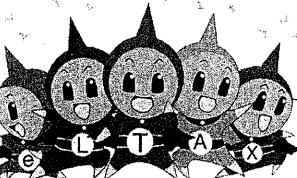
「eLTAX(エルタックス)」は地方税共同機構が運営する地方税の総合窓口システムです。

**もう、混み合う窓口へ  
申告等に出かける必要なし！**

- ・インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告等ができる！
- ・複数の地方公共団体への申告等がまとめて1度にできる！



メリット  
**1**



メリット  
**2**

**便利な機能で、  
申告書作成もカンタンに！**

- ・市販の税務・会計ソフトのデータでもそのまま！  
※eLTAX対応のソフトに限ります。
- ・eLTAX用ソフトPCdeskで申告書作成が簡単にできる！

※税理士等が依頼を受けて納税者の申告書を作成し送信する場合は、納税者本人の電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

もっと詳しい情報はeLTAXホームページへ

<https://www.eltax.nta.go.jp/>

※ 法人税などの国税の電子申告などは、国税電子申告・納税システム（e-TAX：イータックス）をご利用ください。  
e-TAX ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

◇ 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税に関するお問い合わせは、下記の県税部まで ◇

東青地域県民局県税部	(代) 017-722-1111 内線6610・6611 〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 (直) 017-734-9972
中南地域県民局県税部	(代) 0172-32-1131 内線278 〒036-8345 弘前市大字藏主町4 (直) 0172-32-4341
三八地域県民局県税部	(代) 0178-27-5111 内線208・210 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 (直) 0178-27-4455
西北地域県民局県税部	(代) 0173-34-2111 内線208 〒037-0046 五所川原市栄町10 (直) 0173-34-3141
上北地域県民局県税部	(代) 0176-22-8111 内線210 〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 (直) 0176-23-4241
下北地域県民局県税部	(代) 0175-22-8581 内線207 〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (直) 0175-22-3105

※2以上の都道府県に事務所等を有する法人の申告、届出等のお問い合わせは、東青地域県民局県税部までお願いします。

県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>

— 青 森 県 —

《この印刷物は9,400部作成し、印刷経費は1部当たり23.4円です。》

(R元. 12)